

四半期報告書

(第11期第1四半期)

自 平成21年4月1日

至 平成21年6月30日

ネットイヤーグループ株式会社

東京都渋谷区桜丘町26番1号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	13

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書	16
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	17

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	ネットイヤーグループ株式会社
【英訳名】	Netyear Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石黒 不二代
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【電話番号】	03-5728-0600（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 播本 孝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【電話番号】	03-5728-0600（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 播本 孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高(千円)	538,471	592,225	3,083,035
経常損失(△)(千円)	△114,395	△101,681	△12,597
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△115,411	△103,995	△185,716
純資産額(千円)	1,862,251	1,672,698	1,792,036
総資産額(千円)	2,100,852	1,905,790	2,121,275
1株当たり純資産額(円)	28,562.14	25,500.01	27,482.69
1株当たり四半期(当期)純損失 金額(△)(円)	△1,773.84	△1,593.64	△2,849.77
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	88.6	87.8	84.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	212,758	157,562	49,802
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△45,868	△16,279	△188,302
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△7,262	△9,864	△12,325
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,014,802	835,768	704,351
従業員数(人)	185	196	207

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	196
---------	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載していません。

2. 従業員数に使用人兼務取締役は含んでいません。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	154
---------	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載していません。

2. 従業員数に使用人兼務取締役は含んでいません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業内容に、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況は、次のとおりであります。

事業部門	サービス品目	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
SIPS事業	コンサルティングサービス	128,315	160.4	51,511	127.1
	クリエイティブサービス	323,796	66.0	203,450	51.5
	ウェブソリューションサービス	49,552	58.5	27,647	41.1
	ウェブ運用サービス	305,336	125.9	83,399	149.3
その他		29,238	—	0	—
合計		836,239	93.1	366,009	65.5

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループの主要な事業であるSIPS事業については、サービス別品目別に記載を行っておりますが、SIPS事業以外のセグメントについては、重要性が低いためその他に記載しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績は、次のとおりであります。

事業部門	サービス品目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
SIPS事業	コンサルティングサービス (千円)	84,604	116.4
	クリエイティブサービス (千円)	201,305	92.9
	ウェブソリューションサービス (千円)	21,904	51.5
	ウェブ運用サービス (千円)	255,172	123.5
その他 (千円)		29,238	—
合計 (千円)		592,225	110.0

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループの主要な事業であるSIPS事業については、サービス別品目別に記載を行っておりますが、SIPS事業以外のセグメントについては、重要性が低いためその他に記載しております。

3. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
KDDI株式会社	91,088	16.9	72,006	12.2

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、一部において輸出や生産に持ち直しの動きが見えるものの、昨年からの世界的な金融・経済危機や円高の影響が大きく、企業収益や雇用情勢の悪化、個人消費の低迷等、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、当社グループが提唱する「Webセントリックマーケティング」という、PCやモバイルといったウェブ技術を全てのマーケティング活動の中核に位置づける新しいマーケティング手法の推進に努めるとともに、当社におきましては期首に製販分離の体制改革を行ない、営業活動の強化に注力して参りました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は、592,225千円(前年同期比10.0%増)、営業損失99,318千円(前年同期は営業損失112,040千円)、経常損失101,681千円(前年同期は経常損失114,395千円)、四半期純損失103,995千円(前年同期は四半期純損失115,411千円)となりました。(なお、当社グループの事業は、従来より売上高が第2四半期連結会計期間、第4四半期連結会計期間に集中し、特に多くの顧客企業の事業年度末となる第4四半期連結会計期間に偏重する傾向がありますが、経済環境その他の要因によっては、今後もこの傾向が続くとは限りません。)

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ131,417千円増加し、835,768千円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失101,681千円を計上しましたが、減価償却費を14,604千円計上し、売上債権の減少額404,229千円等により157,562千円の収入(前年同期は212,758千円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形無形固定資産の取得による支出20,777千円、敷金回収による収入4,497千円によるものであり、16,279千円の支出(前年同期は45,868千円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、ストック・オプション行使による株式の発行による収入5,850千円、配当金の支払額15,714千円によるものであり、9,864千円の支出(前年同期は7,262千円の支出)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	184,342
計	184,342

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,596	65,596	東京証券取引所 マザーズ市場	単元株式数 1株
計	65,596	65,596	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成16年6月25日定時株主総会決議、平成17年6月24日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,031
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,031 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,000 (注) 2、3、4
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月26日 至 平成26年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,000 資本組入額 7,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役又は従業員の地位を失った後、当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権者は、割当を受けた新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 株式分割又は株式併合の比率

3. 新株予約権発行後、当社が払込金額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

②会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

(平成18年9月12日臨時株主総会決議、平成18年9月26日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	480
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000 (注) 2、3、4
新株予約権の行使期間	自 平成20年9月13日 至 平成28年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役又は従業員の地位を失った後、当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) その他の新株予約権行使の条件は、当社取締役会において決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 割当日後、当社が行使金額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり行使価額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(平成19年3月9日臨時株主総会決議、平成19年3月9日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,557
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,557 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000 (注) 2、3、4
新株予約権の行使期間	自 平成21年3月10日 至 平成29年3月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が当社、当社子会社の取締役又は従業員の地位を失った後、当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所へ上場され取引が開始される日又は日本証券業協会へ店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することができないものとする。 (3) 新株予約権者は、新株予約権が行使可能となった日より1年間は、割当を受けた新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社取締役会にて決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が行使金額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり行使価額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日 (注)	390	65,596	2,925	518,590	2,925	599,656

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 65,596	65,596	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	65,596	—	—
総株主の議決権	—	65,596	—

② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高 (円)	21,100	20,000	24,970
最低 (円)	12,800	16,180	20,130

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって監査法人トーマツから名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	835,768	704,351
受取手形及び売掛金	413,635	817,865
仕掛品	※2 80,502	16,156
原材料及び貯蔵品	1,797	953
繰延税金資産	33,456	35,018
その他	36,714	34,461
流動資産合計	1,401,874	1,608,805
固定資産		
有形固定資産	※1 105,459	※1 107,971
無形固定資産		
のれん	93,998	99,221
その他	78,817	72,490
無形固定資産合計	172,816	171,711
投資その他の資産		
敷金及び保証金	211,335	215,832
その他	14,305	16,953
投資その他の資産合計	225,640	232,786
固定資産合計	503,916	512,470
資産合計	1,905,790	2,121,275
負債の部		
流動負債		
買掛金	119,543	206,417
未払金	61,021	53,274
未払法人税等	1,908	11,807
賞与引当金	2,500	35,169
受注損失引当金	※2 1,765	698
その他	46,352	21,871
流動負債合計	233,092	329,239
負債合計	233,092	329,239
純資産の部		
株主資本		
資本金	518,590	515,665
資本剰余金	599,656	596,731
利益剰余金	554,452	679,640
株主資本合計	1,672,698	1,792,036
純資産合計	1,672,698	1,792,036
負債純資産合計	1,905,790	2,121,275

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	538,471	592,225
売上原価	514,623	544,512
売上総利益	23,847	47,713
販売費及び一般管理費	※ 135,888	※ 147,031
営業損失(△)	△112,040	△99,318
営業外収益		
受取利息	190	90
その他	14	64
営業外収益合計	205	154
営業外費用		
持分法による投資損失	2,557	2,517
その他	3	—
営業外費用合計	2,560	2,517
経常損失(△)	△114,395	△101,681
特別利益		
貸倒引当金戻入額	137	—
特別利益合計	137	—
税金等調整前四半期純損失(△)	△114,258	△101,681
法人税、住民税及び事業税	1,153	752
法人税等調整額	△1	1,562
法人税等合計	1,152	2,314
四半期純損失(△)	△115,411	△103,995

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△114,258	△101,681
減価償却費	12,729	14,604
のれん償却額	—	5,222
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△137	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	△51,352	△32,669
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△30,167	—
受注損失引当金の増減額(△は減少)	△949	1,066
受取利息及び受取配当金	△190	△90
持分法による投資損益(△は益)	2,557	2,517
売上債権の増減額(△は増加)	559,244	404,229
たな卸資産の増減額(△は増加)	△37,390	△65,189
仕入債務の増減額(△は減少)	△107,335	△86,873
その他の資産の増減額(△は増加)	△1,596	△2,119
その他の負債の増減額(△は減少)	△6,009	27,422
小計	225,143	166,437
利息及び配当金の受取額	126	100
法人税等の支払額	△12,511	△8,975
営業活動によるキャッシュ・フロー	212,758	157,562
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△10,779	△8,454
無形固定資産の取得による支出	△5,089	△12,322
敷金及び保証金の回収による収入	—	4,497
貸付けによる支出	△30,000	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△45,868	△16,279
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	8,100	5,850
配当金の支払額	△15,362	△15,714
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,262	△9,864
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	159,626	131,417
現金及び現金同等物の期首残高	855,175	704,351
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 1,014,802	* 835,768

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	(工事契約に関する会計基準の適用) 当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しておりますが、成果の確実性が認められるプロジェクトはないため、工事完成基準によっております。 これにより、当第1四半期連結累計期間における損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期連結貸借対照表関係)	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)の適用に伴い、前第1四半期連結会計期間において、流動資産の「その他」に含めていた「貯蔵品」(1,413千円)は、当第1四半期連結会計期間は「原材料及び貯蔵品」として掲記しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	有形固定資産は定率法を採用しており、連結会計年度に係る減価償却費の額は期間按分する方法によっております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、当社グループは、経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないため、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、142,443千円であります。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、133,834千円であります。
※2. 損失が見込まれる受注制作に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる受注制作に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は364千円であります。	—————

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)																
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。																
<table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>20,052千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>33,127</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>1,803</td> </tr> <tr> <td>採用費</td> <td>15,795</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>28,579</td> </tr> </table>	役員報酬	20,052千円	給与手当	33,127	賞与引当金繰入額	1,803	採用費	15,795	支払手数料	28,579	<table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>18,081千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>47,614</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>29,525</td> </tr> </table>	役員報酬	18,081千円	給与手当	47,614	支払手数料	29,525
役員報酬	20,052千円																
給与手当	33,127																
賞与引当金繰入額	1,803																
採用費	15,795																
支払手数料	28,579																
役員報酬	18,081千円																
給与手当	47,614																
支払手数料	29,525																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)								
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円)								
<table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>1,014,802</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,014,802</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,014,802	現金及び現金同等物	1,014,802	<table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>835,768</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>835,768</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	835,768	現金及び現金同等物	835,768
現金及び預金勘定	1,014,802								
現金及び現金同等物	1,014,802								
現金及び預金勘定	835,768								
現金及び現金同等物	835,768								

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 65,596株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 ー株

3. 新株予約権等の四半期連結会計期間末残高

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	21,191	325	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当社グループは同一セグメントに属する事業を行っており、SIPS事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業損益の合計額に占めるSIPS事業の割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションはありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 25,500.01円	1株当たり純資産額 27,482.69円

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 $\Delta 1,773.84$ 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 $\Delta 1,593.64$ 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期純損失(千円)	$\Delta 115,411$	$\Delta 103,995$
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	$\Delta 115,411$	$\Delta 103,995$
期中平均株式数(株)	65,063	65,257
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月7日

ネットイヤーグループ株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大中 康行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 功 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているネットイヤーグループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ネットイヤーグループ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月6日

ネットイヤーグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大中 康行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 功 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているネットイヤーグループ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ネットイヤーグループ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。